

諮問番号：平成29年度諮問第35号

答申番号：平成29年度答申第39号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次の点において、原処分（生活保護変更申請却下処分）は違法又は不当であるとして、その取消しを求めているものと解される。

- (1) 医療機関を探すためには、その都度タクシーを利用せざるを得ないにもかかわらず、処分庁は「オールマイティーに病院にかかるにあたってのタクシー代を出す制度」はないとしている。
- (2) 審査請求人がタクシーを利用しないと通院できない状況にあることは、処分庁も認めており、現に医療機関によっては、審査請求人のタクシーによる移送費が認められていることから、原処分の判断は矛盾する。
- (3) 保護基準は、緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合は、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないとしており、審査請求人の申請は当該基準に該当する。
- (4) 処分庁は、申請から14日が経過しても、審査請求人から通院する医療機関及び通院日の連絡がなかったと弁明するが、体調が悪く病院を見つけることが困難だったためである。また、処分庁から14日以内に報告することを聞いていなかったため、そのことを知らなかったためである。
- (5) 弁明書及び再弁明書には、審査請求人の主治医の発言に関する事項等に虚偽の記載がある。

#### 2 処分庁の主張の要旨

原処分は、法令等に示す取扱いに従い適法かつ正当に行われており、何ら違法又は不当な点はない。

- (1) 審査請求人の主張（前記1(1)）については、移送費は保護基準に示される解釈に基づき給付されるものである。原処分は、給付の必要性を検討すべき医療機関が特定されていないものであったため、保護基準に基づき、受診の程度及び経路が特定できないことを理由として行われたものであり、違法又は不当な点はない。
- (2) 審査請求人の主張（前記1(2)）については、原処分は審査請求人のタクシーによる移送の必要性を否定してはいない。医療機関を特定して申請があ

った場合、所定の手続を経てタクシーによる移送費の決定を行っている。

(3) 審査請求人の主張（前記1(3)）については、申請後に、審査請求人が緊急に特定の医療機関に通院した事実はなく、審査請求人の主治医の意見からもその必要性は認められない。

(4) 審査請求人の主張（前記1(4)）については、通院する医療機関が明らかでなければタクシーによる移送費の給付の必要性が判断できないと説明したが、その後も審査請求人から連絡はなく、給付の必要性を判断できる状況になかったことから、原処分を行ったものである。

また、原処分に当たって、通院する医療機関を明らかにした上で改めて申請するよう教示をしている。

(5) 審査請求人の主張（前記1(5)）については、具体性に欠け、趣旨が不明である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 原処分は、移送費（タクシー代）の支給の前提となる医療機関の特定がなされていないとして行われたものであるところ、審査請求人による移送費の申請は、「病院探しのタクシー代」として行われたから、処分庁がタクシー通院の可否について必要な判断をなし得なかったことの原因は、ひとえに審査請求人にあると言わざるを得ず、原処分には何ら違法又は不当な点は認められない。

審査請求人は、主治医による診断書に、緊急の対応が必要な場合も認められた旨の記載があることをもって、審査請求人による移送費の申請は、保護基準に定める「緊急の場合」に当たり、移送費が支給されるべきであると主張するが、当該申請はそもそも医療機関が特定されておらず、また、緊急に受診したという事実も認められないから、受診したことを前提として、事後に移送費を支給することができる」とされる「緊急の場合」に該当するということとはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成29年11月22日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

保護の変更申請に対する決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき

基準を定めているが、こうした基準によれば、通院に係る移送費の給付は、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされている。

また、被保護者から移送費の給付申請があった場合、保護の実施機関は、被保護者が受診した医療機関の医師の意見を確認した上で、その必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適切に決定するものとされているが、緊急の場合等事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合は、事後の申請であっても内容確認の上、給付することができるものとされている。

そこで本件についてみると、審査請求人は、「病院探しのタクシー代」として、受診を希望する医療機関を特定することなく、移送費の給付申請を行ったものであるところ、保護の基準によれば、将来に受診するであろう医療機関を探すための移送費を給付することはできないから、医療機関が特定されていないとして原処分を行った処分庁の判断には、特に不合理な点はみられず、その裁量権の行使に逸脱濫用があったとはいえない。

なお、審査請求人は、当該申請が、緊急の場合であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由がある場合に該当するから、移送費の給付をすべき旨主張するが、当該申請は、そもそも医療機関が特定されていないのみならず、審査請求人が緊急に医療機関に受診したという事実も認められないから、かかる主張を採用することはできない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美